

柏市立こどもルーム条例の一部を改正する条例及び柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例の一部を改正する条例について

平成30年10月31日

こども部学童保育課

1 柏市立こどもルーム条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 内容

柏市立手賀東小学校の校舎内にこどもルームを設置します。

(2) 施設の概要

構造	校舎1階のコンピュータ教室を改修
面積	床面積65.84㎡(保育面積41.25㎡)
定員	25人
供用開始	平成31年4月1日

2 柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 内容

放課後児童健全育成事業に従事する者（放課後児童支援員）の資格要件を次のとおり変更します。

ア 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者を、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者に変更します。

イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者に、専門職大学を修了した者を追加します。

ウ 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者を新たに追加します。